

平成 31 年 1 月 7 日
国際社会科学研究院長裁定

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院グローバルリーガルサポートセンター外部評価実施要領

(趣旨)

第1 この実施要領（以下「要領」という。）は、「横浜国立大学大学院国際社会科学研究院グローバルリーガルサポートセンター設置要項」第8に規定する外部評価について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領でいう外部評価とは、本学に所属していない、外部の有識者により構成される外部評価委員会において行われる評価をいう。

(外部評価委員会)

第3 第2に定める外部評価委員会は、次の要件により設置する。

- (1) 外部評価委員会の委員は、横浜国立大学大学院国際社会科学研究院グローバルリーガルサポートセンター長（以下「センター長」という。）が選任し、すべて学外者でなければならない。
- (2) 外部評価委員会は、3名以上の委員で構成されなければならない。
- (3) 外部評価委員会の互選により委員長を置かなければならない。
- (4) 委員長は、評価結果の報告書をまとめ、センター長に提出しなければならない。

(外部評価項目)

第4 外部評価は、次の項目について行う。

- (1) 活動全般
- (2) 事業実施計画進捗状況
- (3) 組織運営体制
- (4) 収支
- (5) 将来計画
- (6) その他必要と認める事項

(評価協力義務)

第5 外部評価委員会から評価に係る資料の提出を求められたときは、当該資料を提出することで大学が著しく不利益を被る場合を除き、提出しなければならない。

(外部評価費用)

第6 外部評価受審に係る費用は、横浜国立大学大学院国際社会科学研究院グローバルリーガルサポートセンターで負担するものとする。

(庶務)

第7 外部評価に係る事務は、社会科学系大学院学務係において処理する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から実施する。